

(別表)

市民農園施設の関係法令手続き及び標準規模等

区域区分	適用法令	市民農園施設										備考							
		必要に応じて整備できる施設					必要に												
		園路	使用	施設	必須	農園用地	園路	使用	施設	必須	農園用地								
市街化区域	農地法	1 市民農園の用に供する農地を特定農地貸付け用地として利用させる場合には、特定農地貸付法第3条第3項の承認があったものとみなす(3条許可不要一特例一)。 2 農地を転用する場合は軽用目的で農地等の権利を取得する場合には、許可(4条1項又は5条1項の許可)があったものとみなす(4、5条事前転用届出不要一特例一)。 3 ただし、市町村がいわゆる「農園利用方式」で開設しようとするために、農地に係る権限を取得するような場合には、3条の許可を要する。	手洗場・水飲場その他の給排水施設	農機具及び農薬用資材取納施設	ごみ置場	駐車・駐輪場	温室	育苗施設	堆肥舎埋肥盤	農産物調整・貯蔵施設	管理棟	休憩施設(ベンチ・ソーラ等含む)	更衣所	広場(遊び場)	簡易宿泊施設	農作業等講習施設	掲示板案内板柵、街灯		
都市計画法	・用途区分についての整合を要し、開発規模(1,000㎡以上)によっては、許可を要する。																		
生産緑地法		・生産緑地地区の指定地域において、市民農園のために必要な一定の施設(農機具及び農業用資材取納施設、休憩施設等)を建築する場合は、市町村長の許可(8条)を要する。																	
市街地調整区域	農振法	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	
	農地法	1 市民農園の用に供する農地を特定農地貸付け用地として利用させる場合には、特定農地貸付法第3条第3項の承認があったものとみなす(3条許可不要一特例一)。 2 農地を転用する場合は軽用目的で農地等の権利を取得する場合には、許可(4条1項又は5条1項の許可)があったものとみなす(4、5条事前転用届出不要一特例一)。 3 ただし、市町村がいわゆる「農園利用方式」で開設しようとするために、農地に係る権限を取得するような場合には、3条の許可を要する。																	※許可不要でも、市町村が整備運営計画を認定する際に、「許可基準」に照らして判断する必要がある。
	都市計画法	不要	開計(特例)	開計(特例)	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	
	標準規模等	1 区画20～60㎡×農園利用者数(特例)の1/4～1/5程度(付方式の場合)	約20㎡男大2小1女大2	約10㎡	約20㎡	適直	1台約30㎡×農園利用者数×1/3												
	参考例	30㎡×100区画=3,000㎡	20㎡	10㎡	20㎡	—	30㎡×100×1/3=1,000㎡												

(注) 1 都市計画法区域外市町村においては、「茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例(昭和47年12月23日茨城県条例第46号)」の適用を受ける。
 2 未線引き市町村における都市計画法上の取扱いは、用途が設定されている地域においては、用途が設定されていないにかかわらず、その開発規模(3,000㎡以上)によって許可を要する。
 また、都市計画法区域内外を問わず、「茨城県土地開墾事業の適正化に関する指導要綱(昭和48年4月22日公告)」上の取扱いは、留意する必要がある。
 3 都市計画法区域外市町村及び未線引き市町村における農振法及び農地法の取扱いは、上表と同じである。
 4 管理棟、休憩施設・更衣所をそれぞれ設置しようとする場合には、地域の建築物でなく、一つの建築物として整備するものとする。
 5 簡易宿泊施設、農作業講習施設を設置する場合には、その必要性、農園の利用形態あるいはその利用頻度等については十分に調整を図った結果、真に認められるものについて設置できるものとする。
 なお、当該施設の機能を代替できる施設が近隣に存在する場合には、それをもって替える等既存施設の取替を図るものとする。
 6 表中の「特例」は、市民農園整備促進法の施行に当たって設けられた農地法及び都市計画法の特例を指すもので、その取扱いは、認定開設者が認定整備運営計画に従って行うものに限られ、認定整備運営計画の内容と異なる転